

牟田事務所 許可通信

<http://mutajimusyo.com>

2019.02

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

建設キャリアアップシステム

いよいよ！平成31年4月から本格的に運用されます。登録はお済でしょうか？最近はお客様からも「どんな制度なの？」という質問を頂く機会が多くあり皆様の関心が高まっていることを実感しています。

今後、5年間で全ての事業者・技能者の登録を目指す国の制度で「事業者」と「技能者」の登録があります。



ランク付けされてしまふんです。
新しい会社さんチャンスかも！

【事業者登録】～会社に見える化を図ります。～

会社に評価点数を付けることで誰から見ても、どのような会社か一目で分かるようになります。

評価項目には社会保険の加入や従業員の資格等があります。レベルの高い職人さんがどれくらいいるのかが分かれば安心して仕事を依頼することができるようになりますね。

これを機に、若手の従業員への資格取得が一層進んでいるように思います。

【技能者登録】～キャリアの蓄積～

職人さんの個人情報や実務経験、資格等のキャリアを蓄積していきます。いわば携帯できる「履歴書」。カードはレベルに応じて色分けされ最上位のゴールドカードを取得できるのは登録基幹技能者だけです。

事業者登録・技能者登録はどちらも登録！！

「人材を大切に作る。育成する。」事業者は高い評価を受ける制度です。事業者登録が済んだら、技能者登録は後からでもいいのでしょうか？高く評価されるためには技能者登録が必要です。せっかく優秀な職人さんがいるのに登録しないなんてもったいないですね。元請さんが事業者を確認したら、技能者「ゼロ」となっているわけですから…。登録後に実際にカードやID番号が届くまでには3か月はかかる様です。本格的運用は直ぐそこです。3月末までの登録には登録料の割引制度もありますので、早めの登録をおすすめします。 関与先様には登録代行もさせて頂いております。お気軽にご連絡ください。小泉

★運送業★

◎整備管理者の講習も通知がなくなります！

整備管理者に選任されている方に必須の2年に1度の講習の受講義務。今までは、運輸支局から受講時期ですよ～と通知が来ていましたが、今年からは通知がなくなります！
運行管理者の講習同様、受講年度内に自分で予約をして受講が必要です。営業所内に、今年の運管・整管の受講予定者の名前を張り出しておきましょう！

～さらに～

整備管理規程に以下のような文言が入っている場合は修正が必要です。

【現在】

代表者は、運輸局長から、選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは整備管理者に研修を受けさせなければならない。

(愛知県トラック協会の整備管理規程から引用)

【修正例】

代表者は、選任した整備管理者について選任した年度内と翌々年度以後2年毎に研修を受講させなければならない。

等、今後は通知がないので、通知を受けたときというような記載の場合は修正しましょう

そもそも受講が必要な時は？

- ・選任された後その年度内
- ・選任された年度以後2年毎

運輸交通部会長の宝神商会さんの張り紙です

31年度
受講予定者

運行管理者
山道成年
整備管理者
伊藤隆幸

◎ Gマーク認定

2018年12月13日に新規または更新で申請を行った事業所の結果が出ました。愛知県では486事業所が認定を受け、全国では7335事業所が認定を受けました。牟田事務所でお手伝いをさせていただいたお客様はもちろん**全て高得点で認定！**



□ Gマーク（貨物自動車運送事業安全評価事業）とは

荷主や利用者が「より安全性の高いトラック」を選びやすくするため、安全に関する38項目を評価し、優良な事業所を認定する制度。

実際に、平成28年の事業用トラック1万台あたりの事故件数で、Gマーク認定取得トラックの事故件数は、認定を取得していないトラックと比較して**半数以下（約44%）**となっているそうです！

毎年申請期間は7/1からの2週間です。

申請には、過去2年間の活動状況資料を添付します。

チャレンジしてみよう！という場合は、是非ご連絡ください…できるだけ早めに(^)/



安全性優良事業所

★産業廃棄物★ 貰えるものは、貰いたい！

働き方改革の真ただ中、従業員の休みは増やさなきゃいけない、でも給料もアップしたい…と頭を抱えられてはいませんか?? 施設導入等に対する経費を減らして、必要なものへ投資！！

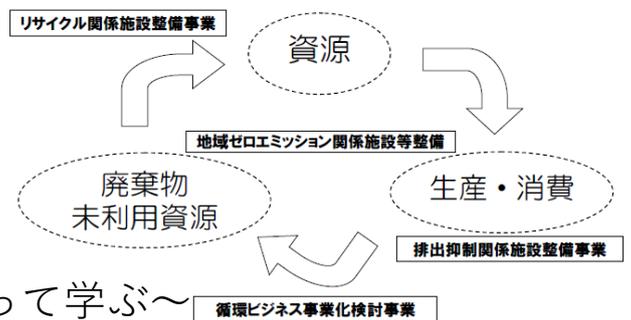


毎年3月から4月にかけて愛知県では、産業廃棄物税を活用して、先進的なリサイクル施設や排出抑制施設の導入、並びにこれらの施設整備に係る調査に要する費用の一部を補助する本県独自の制度を実施しています。

要するに、産業都市愛知の環境発展のために税金を環境ビジネスへ投入！です。補助率50%、限度額5,000万円…高額ですね。よっ！太っ腹！

過去10年以上の採用率…なんと、平均60%！
平成27年は応募企業38社中27社の採用（70%超）

新しく施設の導入をお考えの事業所様は牟田事務所
依田へ一度ご相談ください。



今年の牟田事務所テーマ ～情熱をもって学ぶ～

許認可勉強会報告

1/23【水銀・その他法改正】では

高度成長期に発生した4大公害から今回の改正までを紐解き、どのように取り扱いが厳しくなったかを勉強しました。また、後半の法改正では電子 manifests の義務化や雑品スクラップ、親子関係会社の許可の取り扱いについて勉強しました。

参加した職員からは「そもそも水銀ってどんな廃棄物なの?」「へえ～古い蛍光灯や乾電池にも入ってるんだ。」「私のお客様へはどう関係してくるの?」「じゃあこう伝えようか?」など産業廃棄物に興味をもってもらう機会になりました。

1/31【建設系廃棄物】では

建設系廃棄物についてみっちり勉強しました。

ケンパイの処理責任は元請け！！とにかくこれが大事です。

例外規定（1 m³以下、請負金額 500 万円以下の場合）についても復習しました。

しかし、廃掃法は解釈に迷う部分が多く、参加して下さった建設業者さまからも、定義や解釈についての質問をいくつかいただきました。

また現場の生の声を聞かせていただき、「発生した廃棄物を現場から出してはいけない」「残ってしまったら当日のうちに元請まで届けなくてはならない」など、建設業者さんの廃棄物に対するシビアな面も伺えました。

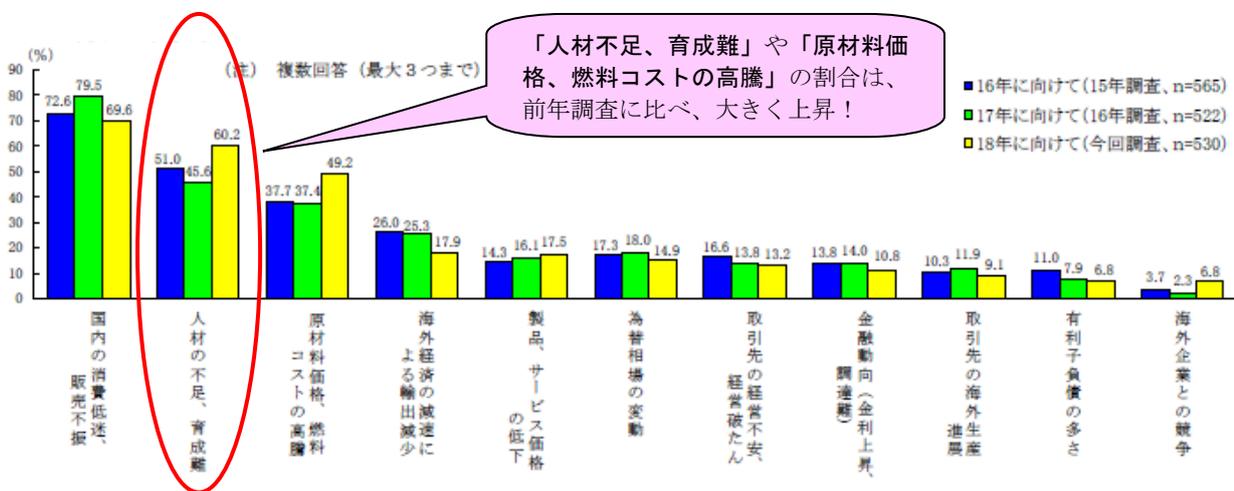
今回の勉強会を通して、自分たちも勉強になりましたし、また知らない人に伝えるむずかしさも痛感しました。次回はもっと深く掘り下げて参加される方に情報を伝えたいと思います。



★事業協同組合★

人材不足の解決方法として、外国人実習生の受け入れをされている事業所様もたくさんいらっしゃいますが、多くが既存の組合から受け入れをされており、かかる費用や期間もまちまち…。そこで同じ業種同士で集まり、自分達で外国人実習生の受け入れをするべく組合の設立を検討される事業者様からの相談が増えています。

中小企業は1986年の533万社をピークに、2016年には358万社にまで減少しています。経営規模が小さいため、資金調達力や情報収集力で大企業に及ばず…優れた技術・技能を持っているのにも関わらず、人材や資金面でも不安を抱えながら厳しい経営を余儀なくされているのが現状です。現在3団体様が設立準備をされておられます。



上記のように、中小企業には小規模故に抱える様々な不安要素があります。中でも「人材不足や育成難」はよくよく耳にする課題です。しかしながら、これらの問題は個々の企業努力だけでは解決できない場合も多いものです。



そこで、「事業協同組合」の活用！

- 研修会の合同開催⇒外国人の育成、労務管理の統一⇒事務軽減
- グローバルに視野を広げ、外国人労働者を受け入れる

組合員のニーズによってさまざまな活用方法があるのも事業協同組合の魅力です♪

少しでも興味を持たれたら是非当所組合マスターの白木までご談ください☆
 やってみよう！を形にするお手伝いをいたします。
 次回はそんな事業協同組合を設立するためのステップワンをご紹介します☆

